

新 法律トラブルを
斬る



回答
久保和彦
弁護士

Q 銀行から三千万円の支払いを求める通知が届き、びっくり。七年前に亡くなった父が知人の保証人になっており、その知人が借金を返済しないため、父の相続人のわたしに請求するという内容でした。父が保証人になっていたことは知らなかったのですが、父の死亡時に相続放棄の手続きをとりませんでした。返済しないといけないのでしょうか？

A 人が死亡すると、相続が開始されます。相続とは亡くなった人（被相続人）が所有していたすべての財産を、妻や子どもなどの相続人が引き継ぐことをいいます。引き継ぐ財産には預貯金や不動産などプラスの資産だけでなく、借金や保証債務というマイナスの負債も含まれます。つま

■借金の相続放棄■ 死後発覚なら数年後でも

り、子どもが父を相続すれば、父の保証債務も引き継ぐこととなります。

一方、借金などの不利益な相続から解放される手段として、相続放棄という手続きを取ることができます。ただし、民法により、相続放棄の期間は原則として、相続の開始を知った時点から三カ月以内に制限されており、これを熟慮期間といいます。相談者の場合、父の死亡を知った七年前が相続開始に当たります。このため、三カ月の熟慮期間を大きく経過しており、今から相続放棄をすることは困難にみえます。

もっとも、熟慮期間に相続放棄をしなかったのが、借金や保証債務などの相続財産が存在しないと信じたためで、信じることに相応な理由があったと認められる場合は、熟慮期間は相続財産の存在を知ることが可能となった時点からスタートする」とした判例があります。ほかにも、熟慮期間の起算点が緩やかに解釈され、死亡から何年もたった後に相続放棄が認められた事例も少なくありません。相談者も、父の借金の存在を知らなかったことに相当な理由があると判断されれば、今からでも相続放棄をできるかもしれません。ただし、その場合でも、金融機関から請求通知を受け取った日から三カ月以内に手続きする必要があるので注意してください。



◆島根県弁護士会法律相談センター（電話0852・21・345）
0、予約受付時間は平日9時～12時、13時～17時。

相続やDVなど各種法律に関するトラブルが絶えない。第一線でトラブル解決にあたる島根県弁護士会のメンバーに、具体例と解決方法を紹介してもらう。